

**「日本版同一労働同一賃金の進め方～不利益変更と厚労省の  
「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル」をもとにした進め方～」**

講師 弁護士 向井 蘭氏

令和元年 12月吉日  
東京都社会保険労務士会豊島支部長 吉永 晋治  
豊島支部研修委員会委員長 吉田 秀子

**「同一労働同一賃金の視点から、訴訟に強い職務評価制度を考える」**

**令和元年度第2回「豊島支部独自研修会」のご案内**

令和2年春、いよいよ大企業・派遣業界で、同一労働同一賃金が始まります。この同一労働同一賃金に対応すべく、新たに評価制度を導入する会社も増えているのではないでしょうか。

そこで、同一労働同一賃金対策としての評価制度の作成方法について、弁護士の向井蘭先生をお迎えし、同一労働同一賃金の視点から、厚生労働省「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル」をどう読み解くかをお話しいただきます。また、研修会後には懇親会を開催いたします。個別にご相談いただける良い機会ですので、他支部の皆様も是非ご参加ください。

●豊島支部独自研修会では、皆様から事前に質問事項をいただき、講義の中で回答をお聞きすることができます。多くの事前質問もお待ちしております。(ただし、全てにご回答いただけない場合もございます。ご了承ください)  
(豊島支部研修委員 阿部務 伊藤綾子 今村淳子 戒悟 佐藤富雄 下村佳子 高伊茂 藤間政雄 正木秀幸 宮田祐子)

記

<b>1.日時</b>	令和2年2月4日(火) 13:30~16:30 (13:10受付開始)
<b>2.会場</b>	IKE Biz としま産業振興プラザ 多目的ホール 〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-37-4 (池袋駅西口より徒歩約10分、南口より約7分)
<b>3.講義内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業の日本版同一労働同一賃金は不利益変更がついてまわる</li> <li>○派遣・正社員・契約社員・パート・アルバイト、鍵になるのは時給</li> <li>○未払い残業代の消滅時効の延長でいずれ時間あたりの生産性が問題になる</li> <li>○不利益変更の進め方</li> <li>○発想の転換～正社員固有の職務・責任に賃金を支払う</li> <li>○厚生労働省の「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル」をどのように利用するか</li> <li>○中小企業に同一労働同一賃金に対応した役割等級制度を適法に導入するためには</li> <li>○最近の裁判例の動向</li> </ul>
<b>4.講師</b>	<b>弁護士 向井 蘭氏</b> 平成15年弁護士登録(第一東京弁護士会)。狩野祐光法律事務所入所。平成29年 杜若経営法律事務所に改称。使用者側の労働事件を主に取り扱う法律事務所に所属。主な著書等に「人事・労務担当者のための労働法のしくみと仕事がわかる本」(日本実業出版社)、「社長は労働法をこう使え!」(ダイヤモンド社)、「会社は合同労組・ユニオンとこう闘え!」(日本法令)、「書式と就業規則はこう使え!」(労働調査会)。
<b>5.定員</b>	90名(先着順・定員になり次第締切 定員超過時の後日電話等にて個別にご連絡します)
<b>6.受講料</b>	豊島支部 1,500円 豊島支部以外 2,000円 (資料代 当日受付にてお支払いください) 研修会に参加お申込みをいただき当日欠席された方には後日受講料と郵送代を請求させていただきます。
<b>7.申込締切</b>	令和2年1月10日(金) 資料部数確定のため、申し込み期限厳守にご協力ください。

令和元年度第2回「豊島支部独自研修会」  
「日本版同一労働同一賃金の進め方～不利益変更と厚労省の  
「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル」をもとにした進め方～」  
研修申込書  
申込先 FAX 03-3983-8804(オオイ社会保険労務士事務所)

**支部研修会のみ出席します**

•

**支部研修会と懇親会の両方に出席します**

(↑どちらかに○をつけてください)

懇親会費は4,500円、受付にてお支払いただきます

当日研修会中に、質疑応答コーナーがあります。質問事項がある方は事前にこちらにご記入ください。

受け付けた質問の中から抜粋して講師の方にお答えいただきます。

○をつけて、他支部の場合支部名を記入ください 支部名： 豊島 ・ その他 ( ) 部	電話番号 ( ) FAX ( )
○をつけてください 開業 ・ 法人社員 ・ 勤務	フリガナ _____ 氏名： 住所：〒  貴所名・貴社名：  ※ご住所・事務所名・会社名は、ご連絡先及び郵送物をお送りする場合の送付先とさせて頂きます。